

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」の改定について

1 評価システムの改定の方向

- (1) 厚生労働科学研究費補助金による各研究事業における研究課題採択の際の行政的な観点から採択課題に反映する方法を見直す。（「厚生労働科学研究費補助金の不正経理等への対応について」平成19年10月11日第41回科学技術部会資料）
- (2) 「規制改革のための第2次答申」（平成19年12月25日規制改革会議決定）を踏まえ、評価者の業績又は実績（研究論文、著作、学術的発表の実績、実務家については発明実績等などのうち適切なもの）について適切な時期にホームページ等で公開する等により評価者としてふさわしい者であることの説明責任を果たす。

2 「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」の改定の内容

上記評価システムの改定の方向に沿って、以下の点を新たに追加又は修正する。

- (1) 競争的資金に係る研究課題の採択を行う評価委員会の委員について（注1）
 - ① 厚生労働省の職員は、厚生労働科学研究費補助金による研究事業について、競争的資金に係る研究課題の採択を行う評価委員会の委員となることができず、評点の付与などを行わない（②の場合を除く）（注2）。ただし、厚生労働科学研究の目的に鑑み、その研究事業の所管課等及び関係課の職員は、行政的な観点からの評価について必要があると認める場合には、評価委員会に対し意見を述べることができる。
 - ② ①にかかわらず、厚生労働省の職員は以下の場合に、厚生労働科学研究費補助金による研究事業について、競争的資金に係る研究課題の採択を行う評価委員会の委員となることができる（注3）。
 - (ア) 当該職員が、厚生労働省の施設等機関に所属する研究者である場合
 - (イ) 行政政策研究分野の研究事業である場合
 - (ウ) 研究類型が戦略型又はプロジェクト提案型である場合
- (注1) 評価小委員会についても同様の扱いとする。
- (注2) 厚生労働科学研究費補助金による研究事業について、競争的資金に係る研究課題の採択の際に委員として加わることができない厚生労働省の職員には、厚生労働省の職を辞してから1年を経過しない者及び厚生労働省から他機関に出向している者を含む。

(注3) 各研究事業においては、指定型、一般公募型等の研究類型等に応じて評価委員会を複数設けることを可能とする。

(2) 評価委員会の委員の業績等の公開について

評価委員会の委員が評価者としてふさわしい者であることを説明するために、評価実施後、適切な時期に、いままで公表してきた委員の氏名に加えて、委員の業績又は実績をホームページに掲載すること等により公表する。

(3) その他、所要の修正を行う。